

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

等級ごとの職員数の公表（令和2年4月1日）

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	55	16.1	主事	40	211	61.7	係員級	
				技師	9				
				主事補	6				
				計	55				
2級	主任の職務	65	19.0	主任	65	53	15.5	係長級	
				計	65				
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	91	26.6	主査	32	52	15.2	課長補佐級	
				副主査	59				
				計	91				
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	53	15.5	副主幹	18	26	7.6	課長級	
				主査	35				
				計	53				
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	52	15.2	課長補佐	29	4	1.2		
				主幹	23				
				計	52				
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	22	6.4	課長	19	26	7.6	課長級	
				支所長	2				
				事務局長	1				
				計	22				
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	4	1.2	課長	2	4			
				会計管理者	1				
				市長補佐官	1				
				計	4				
合計		342	100.0						

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0	技能労務職員	0	6	42.9	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	6	42.9	技能労務職員	6	8	57.1	副主任技能労務職員級
				計	6			
3級	副主任技能労務職員の職務	8	57.1	副主任技能労務職員	8	0	0	主任技能労務職員級
				計	8			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0	主任技能労務職員	0	0	0	
				計	0			
合計		14	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0	病院長	0
				計	0
合計		1	100		